

○福岡県警察表彰取扱規程（概要）

（昭和29年福岡県警察本部訓令第12号）

この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に基づき、警察本部長が行う表彰の取扱に関して、必要な事項を定めることを目的とするものである。

主な内容として、

- 表彰の種類
- 警察功績章の授与
- 賞詞および賞状の授与
- 賞誉の授与
- 感謝状の授与
- 上申義務者
- 上申書
- 被表彰者部署の順位
- 死亡または退職時の表彰
- 表彰を行わない場合
- 記録

などの項目からなっている。